

### 総務課

☎89-3330

#### ▼行政相談について

行政相談とは、…総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国をはじめとする行政に関する苦情や要望などをお聞きし、行政に反映させるものです。

町では、4名の行政相談委員が日々相談をお受けしています。行政相談委員は次の方々です。

- 藤井 世威子 (南ゆき)
- 樋村 良幸 (福永)
- 金森 伸行 (有木)
- 重松 文宏 (小島)

また、平成24年度も引き続き、第1水曜日に行政相談会を行います。

2名の行政相談委員が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

| 相談日   | 時間                       | 会場           |
|-------|--------------------------|--------------|
| 4月4日  | 午前<br>9:30<br>~<br>11:30 | 油木コミュニティセンター |
| 5月2日  |                          | 役場 豊松支所      |
| 6月6日  |                          | 三和公民館        |
| 7月4日  |                          | 役場 神石支所      |
| 8月1日  |                          | 油木コミュニティセンター |
| 9月5日  |                          | 役場 豊松支所      |
| 10月3日 |                          | 三和公民館        |
| 11月7日 |                          | 役場 神石支所      |
| 12月5日 |                          | 油木コミュニティセンター |
| 1月9日  |                          | 役場 豊松支所      |
| 2月6日  |                          | 三和公民館        |
| 3月6日  |                          | 役場 神石支所      |

※1月は、第2水曜日となります。

### 保健課

☎89-3366

#### ▼ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種が延長されました!!

現在、町で実施しているヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種については、平成24年3月31日で終了する予定でしたが、引き続き助成を延長します。なお、無料接種の期間は平成25年3月31日までです。

対象者には個別に通知を送付しますが、すでに通知(予診票)を受け取っている方には新たに予診票を送付しませんので、次の点に注意して接種を受けてください。

**1 ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンについて**  
通知内容に変更はありませんので、引き続き予診票を使って接種を受けてください。

#### 2 子宮頸がん予防ワクチンについて

今回、特例として高校2年生に相当する年齢の女子(平成7年4月2日~平成8年4月1日の間に生まれた方)について、平成24年3月31日までに1回目又は2回目の接種を受けた場合は、高校2年生になっても無料接種の対象となりましたので、引き続き予診票を使って接種を受けてください。

予診票を紛失した等、詳しくは保健課までお問い合わせください。

#### ▼心の健康相談

精神科医師による個別相談を開催します。

疲れやすい・気が滅入る・不眠・情緒不安定など気になる方、物忘れやひきこもり等の心配な方はご相談ください。

**日時** 4月25日(水)・6月18日(月)・8月30日(木)・10月22日(月)・12月18日(火)・平成25年3月12日(火)  
いずれも午後1時~3時まで

**場所** 保健福祉センター \*前日までに予約が必要です。

**●予約は保健課へご連絡ください。**

### 福祉課

☎89-3335

#### ▼国民健康保険に関する届出のお願い

国民健康保険に加入されている方が、社会保険に加入された場合、原則として14日以内に町に資格喪失届と併せて保険証を返還する必要があります。

この届出をせず資格喪失している国民健康保険証で病院等を受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなります。

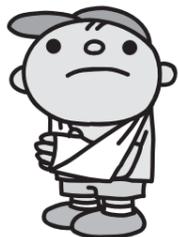
また、会社等を辞められて社会保険(任意継続)をされて

#### ▼神石高原いづも医療制度の申請をすくんでください。

神石高原町では、小学校1年生から中学校3年生までの方を対象に医療機関での1日の支払いが500円になる神石高原いづも医療制度を実施しています。

#### ○対象者

原則として神石高原町内に住所がある小学校1年生から中学校3年生までの方  
なお、重度医療制度などの他の制度で助成を受けることができる方は対象外



対象になる方でまだ申請されていない方は、福祉課または各支所町民課で申請手続きを行なってください。  
くわしい制度の内容、申請方法については、福祉課までお問い合わせください。

#### ▼児童扶養手当・特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額変更のお知らせ

平成24年4月から児童扶養手当などの手当額が次のとおり改定されます。該当される方には、文書で金額等をお知らせします。

詳しくは福祉課または各支所町民課へお問い合わせください。

| 手当           | 金額(月額)         |
|--------------|----------------|
| 児童扶養手当(全部支給) | 41,430円        |
| 児童扶養手当(一部支給) | 41,420円~9,780円 |
| 特別児童扶養手当(1級) | 50,400円        |
| 特別児童扶養手当(2級) | 33,570円        |
| 特別障害者手当      | 26,260円        |
| 障害児福祉手当      | 14,280円        |
| 福祉手当(経過措置分)  | 14,280円        |

### 産業課

☎89-3337

#### ▼森林の伐採には届出が必要です!!

自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。そんなふうに思われている森林所有者の方はいらつしやいませんか。

たとえ自分の山でも、森林を伐採するときは届出が必要です。

#### ■対象となる森林

民有林(県が策定する地域森林計画の対象森林)が対象です。

#### ■届出期間

伐採を開始する日の90日から30日前までの期間に産業課へ届出をしてください。

#### ■記載事項

森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採期間及び樹種、伐採後の造林の計画などです。

#### ■届けをする方

森林所有者が自分で伐採する場合は、森林所有者が届出書を提出します。

伐採業者などが立木を買い受けて伐採するときは、伐採業者と伐採後の造林の権限を有する者が連名で届出書を提出します。

#### ■無届伐採を行った場合

町が伐採の中止や伐採後に造林させるように命令する場合があります。

#### ■保安林などの制限林

保安林などの制限林に指定されている森林の伐採を行う場合は、別途県に申請が必要となります。

#### ■林地を開発する場合

森林以外の用途に使用するために、1haを超え土地の形質を変更する開発行為は林地開発許可が必要となります。  
詳しくは、産業課へお問い合わせください。

### 住民課

☎89-3334

#### ▼固定資産税の減免について

集会所等の公益のために直接使用している土地及び家屋(有料で使用しているものを除く)にかかる固定資産税は申請により減免となります。

該当する固定資産をお持ちの方は、5月23日(水)までに住民課税務係または、各支所町民課町民係へ申請してください。



神石高原町教育委員会生涯学習課は、シルトピアカレッジ図書館内に移転しました。☎82-2003 FAX 82-2004  
神石公民館の事務所は、神石支所に移転しました。☎87-0181